

USPTO が商標の紙媒体サーチ資料の廃棄を提案

2006年6月30日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は、6月23日付フェデラルレジスター(官報)により、現在、保有する紙媒体のサーチ資料を廃棄し、電子媒体の資料に切り替えることを提案し、併せてパブリックコメントの手続きに供した(提出期限は8月22日)。

99年の米国発明者保護法(AIPA)¹による特許法改正により、USPTO は、公共の利用に供するために、商標登録出願、商標登録等のコピー、マイクロフォーム又は電子媒体を収集し、保有しなければならない旨法定化²されており、電子媒体による保有が既に認められている。他方、同 AIPA 法³において、紙媒体のサーチ資料を廃棄する場合には、USPTO はパブリックコメントに供するとともに、両院司法委員会にその報告を行ない、公衆に悪影響を与えないことを立証する必要がある旨規定されている。今般の提案及びパブリックコメント手続きは同法規定に基づくもの。

USPTO は今回の提案理由について、USPTO の電子サーチシステムの利用可能性と信頼性が格段に向上したことにより、紙媒体のサーチ資料の保有の必要性が無くなったとしている。また、公衆への影響も勘案し、全ての紙媒体資料をマイクロフィルム化し、サーチ施設(Trademark Search Facility)で閲覧可能とした上で、当該紙媒体資料の廃棄を提案している。なお、USPTO は、2001年8月にも、今般と同様の提案を行っていたが、当時の USPTO のシステムの脆弱さから、実現に至らなかったもの。更に、図形分類コードについては、現在、紙媒体とサーチシステム⁴とでは異なる分類コードが利用されているが、サーチシステムでも紙媒体の分類コードが利用できるようにシステム改造を行っている旨説明している。

<6月23日付フェデラルレジスター該当部分>

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr36065.pdf>

(了)

¹ [P. L. 106-113](#) Appendix I - Title IV (Sec. 4001 ~)

² 特許法 35U.S.C. § 41(i)

³ AIPA 法 4804 (d) (2)

⁴ サーチシステムでは、ウィーン図形分類が利用されている。